

川崎市公告第2号

川崎都市計画用途地域の変更（扇島地区）ほか関連案件の都市計画の変更等を予定しています。都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則（平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。）の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申出がないときは、公聴会を開催しません。

令和8年1月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の内容

（1）都市計画の種類及び名称

- ア 川崎都市計画用途地域の変更（扇島地区）
- イ 川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（扇島地区）

（2）都市計画を定める土地の区域

- ア 川崎都市計画用途地域の変更（扇島地区）

（ア）追加する部分

なし

（イ）削除する部分

なし

（ウ）変更する部分

川崎市 川崎区 扇島地内

- イ 川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（扇島地区）

（ア）追加する部分

川崎市 川崎区 扇島地内

（イ）削除する部分

なし

（ウ）変更する部分

なし

2 公聴会の開催の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年2月26日（木）午後7時から
- (2) 場 所 川崎市役所本庁舎1階101・102会議室（川崎区宮本町1）

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

- (1) 提出期間 令和8年1月27日（火）から2月10日（火）まで
- (2) 提出先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町1番地）

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会後、都市計画素案の縦覧を行います。

(1) 説明会

- ア 日 時 令和8年1月26日（月）午後7時から午後8時30分まで
- イ 場 所 川崎市役所本庁舎2階ホール（川崎区宮本町1）

(2) 縦 覧

- ア 日 時 令和8年1月27日（火）から2月10日（火）まで
- イ 場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町1番地）
川崎市役所本庁舎19階

川崎区役所市政資料コーナー（川崎区東田町8）

川崎区役所田島支所仮庁舎（川崎区田島町20-23）

川崎市立川崎図書館（川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバーアーク4階）

※都市計画課、川崎区役所、田島支所は、平日の午前8時30分から午後5時まで

※川崎図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで、並びに土曜日及び日曜日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。